

第 20 回 浜田市農業委員会総会会議録

日 時：令和 7 年 9 月 29 日（月） 9：30～10：40

場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1 出席委員

【農業委員】(12名)

1 番 中 田 善 喜	2 番 佐々木 京 子	3 番 大 崎 健 太	7 番 野 上 省 三
8 番 皆 本 浩 己	9 番 豊 田 知 世	11 番 河 上 昭 二	12 番 青 葉 真
14 番 岩 谷 淳 志	16 番 三 浦 寿 紀	18 番 玉 田 一	19 番 南 谷 勇

【農地利用最適化推進委員】(11名)

1 番 河 野 恒 弘	3 番 河 西 堅	4 番 小松原 常 雄	5 番 永 見 昌 之
6 番 道 下 文 男	7 番 領 家 悟	10 番 大 谷 数 義	12 番 高 橋 久美子
16 番 野 村 明 治	18 番 串 崎 美 之	19 番 大 森 一 利	

2 欠席委員

【農業委員】高橋伸幸、岡本健治、原田義一、川神昌暢、藤若裕香、柿元信次

【農地利用最適化推進委員】近重邦昭、永見繁廣、永見 孔、長野昭三、橋本安延、田村邦麿、
河崎 健

3 出席職員

【農業委員会事務局】木原事務局長

【しまね農業振興公社】植本相談員

4 次 第

(1) 開会

(2) 報告 農用地利用集積等促進計画について (1 件)

公共事業による廃土処理届出について (1 件)

(3) 議案 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (2 件)

議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について (4 件)

議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (2 件)

議第 4 号 転用統制外証明願について (非農地証明) (5 件)

5 閉 会

議 長	<p>はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>本日、欠席の報告がありました農業委員は、4番 高橋委員、5番 岡本委員、6番 原田委員、10番 川神委員、15番 藤若委員、17番 柿元委員、以上6名から欠席の連絡がありました。農業委員の出席は、現在12名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、1番 近重委員、2番 永見委員、8番 永見委員、11番 長野委員、13番 橋本委員、14番 田村委員、15番 河崎委員、以上7名から欠席の連絡がありました。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第20回浜田市農業委員会総会を開催いたします。続いて、浜田市農業委員会総会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。16番：三浦委員、19番：南谷委員、よろしくお願いします。本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願いします。</p> <p>「次第」の1番目「報告」です。報告は、農用地利用集積等促進計画について、それから、公共事業による廃土処理届出についてです。事務局の説明をお願いいたします。なお、事前質問がありましたら、事務局の説明を併せてお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用集積等促進計画の認可について報告します。促進計画の認可の一覧表をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、1件、2筆、1,914㎡」となっております。今回は、「令和7年8月31日」に公告された案件になります。</p> <p>続いて、公共事業による廃土処理届出「2号」について説明します。場所は、金城町小国まちづくりセンターから約2,200m西南西の田ノ原町内です。こちらは、令和2年8月に許可をしております1期工事に続いて、その隣接地の申請で、広域林道建設の際の廃土処分場所として、現場からも近く経済的であることから、廃土量約50,000㎡を、この農地に廃土するというものです。また、所有者の希望により畑として整備する計画となっております。工事期間は、令和12年3月31日までの予定となっております。事前質問として、公共事廃土について、①農地の定義についてはどの質問があり、耕作の目的</p>

	<p>に供される土地ということ。②返還後の耕作計画についてはどの質問があり、今回計画する箇所については、地権者の要望により「畑」とし、耕作品種は現段階、不明ということでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。</p>
佐々木委員	<p>公共廃土についてですが、耕作できる状態に戻していただく必要があると思っております。</p>
三浦委員	<p>佐々木委員さんが言われるように、完了後は、耕作できるようにしていただくことは当然だと思います。文書等にしっかり残すべきだと思います。</p>
事務局	<p>発注者に、文書等にできるよう要望してまいりたいと思います。</p>
議 長	<p>それでは、議案に入ります。議第1号 農地法第3条の規定による許可申請は、2件です。事務局の説明をお願いします。なお、事前質問がありましたら、事務局から説明を併せてお願いします。</p>
事務局	<p>「16号」について説明します。場所は、久代公民館から約700m東北東の3町内です。申請は、畑1筆、1,004㎡です。譲受事由として、以前、売買契約が成立していたが、農地法の手続きが行われていないことが判明したことからこの度の申請となった案件で、周囲に迷惑をかけないように耕作する。万が一の時は責任をもって対処する、と申請されています。所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。</p> <p>「17号」について説明します。場所は、金城支所から約1,050m西の七条青原町内です。申請は、田・畑6筆、合計6,341㎡で、有償での所有権移転で、譲受事由として、家屋を購入することになったが、近くの農地も併せて購入するもので、6筆の内、2筆は、この度、合意解約をされた案件です。非耕作地の当該地を、隣接地を耕作する譲受人が取得し、耕作するという案件です。被害防止対策として、周辺の土地も田や畑として使用されており、申請地を耕作することに問題はないと思います。もし、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作への支障が出た場合は、当事者間で話し合っ、解決したい、と申請されています。所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。</p> <p>事前質問として、「17号」について、一部合意解約済の状況はどの質問があり、稲刈りは完了したことから、9月5日付提出されたところです。事務</p>

	局からの説明は以上です。
議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「16号」につきまして、「1番 河野委員」をお願いします。
河野委員	先般、事務局・農業委員で現地を確認しました。事務局の説明のとおりで、問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。
議 長	「17号」につきまして、「3番 大崎委員 または 河西委員」をお願いします。
大崎委員	先般、農業委員・事務局で現地を確認しました。事務局の説明のとおりです。よろしくをお願いします。
議 長	その他、皆様方からありましたらお願いします。 ないようですので、採決に入ります。第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 全員～
議 長	挙手、全員です。承認といたします。続きまして、議第2号 農地法第4条の規定による許可申請は4件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>「6号」について説明します。場所は、周布小学校から約325m北の、日脚町2町内です。申請は、畑、162㎡で、転用目的は、顛末書の提出もありましたが、昭和59年、当時の所有者が駐車場に変えたものと推測され、その後、幾代の相続を経て、その際に所定の手続きを行わなれていないことが判明したもので、被害防止対策等につきましては、現況で40年以上経過しており、影響はない、と申請されています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可であり、都市計画法の用途が定められている地域で、農業上の土地利用との調整が調ったものとして、農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断いたしました。</p> <p>「7号」について説明します。場所は、天狗石農村交流研修センターから約75m北北西の、市木早水です。申請は、田・畑5筆、合計面積487㎡で、転用目的は、顛末書の提出もありましたが、平成6年、亡父親が、無断で居宅の築造を行ったもので、被害防止対策等につきましては、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任を持ってこれに対処する、と申請されています。許可の判断は、農地法第4条第6項の地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。</p>

	<p>「8号」について説明します。場所は、三隅支所から約760m南の、向野田1区です。申請は、田、面積48㎡で、転用目的は、顛末書の提出もありましたが、届を行わず、農地を埋め立て、個人住宅の建築を行ったもので、周辺に耕作中の農地はない状況です。許可の判断は、農地法第4条第6項の地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。</p> <p>「9号」について説明します。「8号」と同じ申請者で、場所は、三隅支所から約750m南南西の、向野田1区です。申請は、畑2筆、合計面積609㎡で、転用目的は、顛末書の提出もありましたが、届を行わず、農地を埋め立て、個人住宅の建築を行ったもので、周辺に耕作中の農地はない状況です。許可の判断は、農地法第4条第6項の地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。</p> <p>事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「6号」につきまして、「6番 道下委員」をお願いします。</p>
道下委員	<p>駐車場として利用・管理しておられる状況です。</p>
議長	<p>「7号」につきまして、「12番 青葉委員 または 高橋委員」補足説明をお願いします。</p>
青葉委員	<p>先般、農業委員・事務局で現地を確認しました。問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>「8号」「9号」につきまして、「18番 玉田委員 または 串崎委員」補足説明をお願いします。</p>
玉田委員	<p>事務局の説明のとおり、水害に被災し、現在の状況になった箇所です。現況に合わせるということになると思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>その他、皆様方からありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第4条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～挙手 全員～</p>
委員	<p>挙手、全員です。承認いたします。続きまして、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請は2件です。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「14号」について説明します。場所は、国道9号石見三隅ICから約225m南西の三隅森溝上町内です。申請は、田、905㎡で、転用目的は、太陽光発電設備の設置で、有償での所有権移転です。被害防止対策等につきましては、</p>

土地の造成等を行わず、最低限の除草等のみを行い利用するので、周辺の農地に影響はない。雨水は既存の水路を利用し、排水するので周囲への影響はない。その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任を持ってこれに対処する、と申請されています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさないと判断いたしました。

「15号」について説明します。場所は、石見まちづくりセンター長見分館から約375m南南東の長見町3町内です。申請は、田・畑3筆、合計面積3,124㎡で、長見地区で設置予定の風力発電施設の資材の仮置き場として利用する計画で、3年間の一時転用です。申請地を選定した理由は、浜田港に荷揚げした風車部材を、申請地に一時仮置き、造成された風車敷地へ運搬する予定です。申請地は、県道に接している立地です。被害防止対策等につきましては、埋立て土砂が流出し周辺の土地に影響がないように、コンクリートブロック土止め設置など被害防除対策には、万全を期し、雨水は市道側溝へ排水するので周囲への影響はないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任を持ってこれを対処する、と申請されています。事業完了後は、地権者の希望により、耕土を入れ、畑として活用する予定です。許可の判断は、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさないと判断いたしました。

事前質問として、「14号」について、反射光等の問題は、周辺住民の理解は得られているのかとの質問があり、周辺地権者・自治会長・水利組合代表からの同意書は添付されています。周辺の住民には、転用許可後、説明予定とのことでした。「15号」について、①一時転用終了後の耕作計画はとの質問があり、地権者の意向により、現段階では、耕土を入れ「畑」として返還予定とのこと。②農地パトロール結果が未記載ということですが、昨年の結果は、409番は、「保全管理」、410番1・411番1は、「再生困難」となっております。事務局からの説明は以上です。

議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「14号」につきまして、「18番 玉田委員 または 串崎委員」をお願いします。
串崎委員	先般、農業委員・事務局と現地を確認しました。事務局の説明のとおりです。審議の程、よろしくをお願いします。

議 長	「15号」につきまして、「11番 河上委員」補足説明をお願いします。
河上委員	9月10日に、事務局と農業委員で現地を確認しました。事務局の説明がありましたが、現地は最近耕作されていなくて、再生困難だと思っておりまして、資材置場として活用することは可能かと思えます。よろしくをお願いします。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。
三浦委員	「14号」ですが、太陽光施設設置について、周辺関係者の同意はあるとのことですが、周辺の住民への説明や同意こそ必要だと思えます。
佐々木委員	周辺に家もあり、周辺の住民への説明が必要だと思えます。
事務局	申請者に保留することも含めて確認します。 (申請者に確認) 申請者に保留について確認したところ、了承していただきましたので、次回以降再度審議をいただければと思えます。
三浦委員	「15号」につきまして、風力発電について、現在閲覧期間中で、意見があれば受け付ける期間だと思えます。申請を審議するべきではないと思えます。
事務局	風力発電事業について、現在閲覧期間中であることですが、事業自体は、国の経済通産省の承認はいただいているということで、審議をしていただき、許可をいただければということでした。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 「15号」の採決に入ります。第5条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
議 長	挙手、多数です。承認といたします。続きまして、議第4号転用統制外証明願（非農地証明願）は5件です。事務局の説明をお願いします。なお、事前質問がありましたら、事務局の説明を併せてお願いします。
事務局	「19号」について説明します。場所は石見まちづくりセンター長見分館から約1,500m西の長見町1町内です。非農地証明の対象農地は、田畑8筆、合計面積4,439㎡で、昭和38年月日不詳から耕作放棄、現況：原野と申請されています。農地区分は、第2種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。 「20号」について説明します。場所は、石見まちづくりセンター長見分館から約1,700m南南東の長見町1町内です。非農地証明の対象農地は、田畑

	<p>14筆、合計面積14,159.91㎡で、昭和38年月日不詳から耕作放棄、現況：原野と申請されています。農地区分は、第2種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「21号」について説明します。場所は、石見まちづくりセンター長見分館から約1,700m南南東の長見町1町内です。非農地証明の対象農地は、畑2筆、合計面積1,913㎡で、昭和38年月日不詳から耕作放棄、現況：原野と申請されています。農地区分は、第2種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「22号」について説明します。場所は、石見まちづくりセンター長見分館から約950m西南西の長見町3町内です。非農地証明の対象農地は、田畑7筆、合計面積4,911㎡で、昭和38年月日不詳から耕作放棄、現況：原野と申請されています。農地区分は、第2種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「23号」について説明します。場所は、石見まちづくりセンター長見分館から約525m西南西の長見町3町内です。非農地証明の対象農地は、田1筆、面積753㎡で、昭和38年月日不詳から耕作放棄、現況：原野と申請されています。農地区分は、第2種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「19号」から「23号」につきまして、「11番 河上委員」をお願いします。</p>
河上委員	<p>9月16日に現地を確認しました。木がはえており、行くことも難しいところもありました再生は困難であると思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。転用統制外証明願・非農地証明願について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～挙手 全員～</p>
議長	<p>挙手、全員です。承認といたします。</p> <p>その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>その他、ないようですので、第20回総会を終了します。</p>